



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 **コタ株式会社**
代表者の役職氏名 代表取締役社長 小田 博英
上場市場・コード 東 証 第 一 部 4 9 2 3
お問い合わせ先 取締役経理部長 廣瀬 俊二
電 話 番 号 0774-44-4923

内部統制システム構築の基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下線は変更部分を示しております。

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は訓示等で繰り返し遵法性確保の重要性や判断基準等を役職員に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、総務部を中心に役職員教育を行っております。

(2) コンプライアンス委員会は、社内のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めております。社内のコンプライアンスの状況の監査は、内部監査室が定期的実施し、その結果を代表取締役社長、内部統制委員会、監査役会および会計監査人に報告しております。

また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接相談することを可能とするため、相談窓口を社内外にそれぞれ設けております。この相談窓口については、全役職員が常時閲覧可能な社内イントラネットに掲載することにより周知徹底されております。相談を受けた場合はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施いたします。

(3) コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役社長およびコンプライアンス委員会に報告いたします。また、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具現化しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。

取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスについてはコンプライアンス規程およびコンプライアンスマニュアルを制定しており、環境、

災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては経営危機管理規程および経営危機管理マニュアルを制定しております。また、リスクが具現化したときの対策については、経営危機対策規程および経営危機管理マニュアルの定めに従い、迅速な対応を図ることとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織規程および業務分掌規程・職務権限規程等に定められた意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務が執行される体制をとっております。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および部門長は、各担当部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

(2) 内部監査室は、部門ごとに業務全般にわたる内部監査を定期的実施し、その結果を代表取締役社長、内部統制委員会、監査役会および会計監査人に報告しております。また、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行い業務の適正を確保いたします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその職務を補助するために必要に応じて使用人を置くことができるものとしております。

なお、当該使用人の独立性確保の見地より、当該使用人に対する人事異動、評価、懲罰については監査役の同意を必要としております。

7. 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務を補助するために必要に応じて使用人を置き、監査役の指示による調査の権限を認めております。また、使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、代表取締役社長または取締役会に対して必要な要請を行うこととしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法としております。

(1) 具体的には、取締役は次に定める事項を監査役に報告することとしております。

- a. 重要な会議で決議された事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- c. 毎月の経営状況として重要な事項
- d. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- e. 重大な法令・定款違反
- f. その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 使用人は前項 b. e. および f. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとしております。

9. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合およびコンプライアンス違反事項を認識した場合には、速やかに監査役へ報告を行うこととしております。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わないこととしております。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができることとしております。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役求めに応じて意見交換会を設定しております。また、常勤監査役に社内の主要な会議の開催を通知し、その出席および発言の機会を妨げません。また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士を委託し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障しております。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力の排除に向けて、反社会的勢力からの不当な要求を一切受け付けず、警察当局および弁護士等と協力し、連携を図りながら反社会的勢力および団体に対して毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方としております。

(2) 整備状況

当社は、総務部を対応部署とし、警察当局および顧問弁護士等と協力し、連携を図りながらITを利用した社内イントラネット等にて情報を提供・共有することで、継続的な啓蒙・教育活動に取り組んでおります。

新規の取引先については、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かを社内においてネットワーク情報等を用いて調査し、該当しないと判断した場合には、社内の所定の手続きを経て、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んだ取引契約書または反社会的勢力排除に関する覚書を当該取引先と締結してあります。

また、本社においては京都地区企業防衛対策協議会に所属し指導を受けるとともに、反社会的勢力に関する情報収集を行い、地域企業との連携も図っております。

以 上